

《令和3年度事業概要》

内容

北見市地域材利用推進林業等振興対策事業 補助金による支援制度

対象者

- 北見市内に事業所・支店（事業所等）があり、次の項目のいずれかに該当する方
 1. 市内に1年以上事業所等を有する方
 2. 市内で木材加工場等を1年以上操業している方
 3. 市内で地域材を活用した施設を建設する方
- 過去5カ年にこの補助金の交付を受けていないこと。
- 過去5カ年に北見市地域材利用推進地域林業等振興対策事業補助金（平成27年度～30年度実施）の交付を受けていないこと。
- 対象事業が国及び北海道の補助を受ける場合、補助採択が確定していること
 - ※ただし、市税を完納していること
（過去3年間の納税証明書＝完納証明書）

対象事業

- ①林業機械及び木材加工機械の導入又は更新
 - 機械の購入費
- ②木材加工場等整備、木質バイオマス利用施設等整備
 - 機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設舗装工事費
 - ※既存施設の取壊経費は対象外
- ③地域材活用建築物整備
（地域材を積極的に活用した木造建築物）
 - 建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び施設舗装工事費

補助率等

- 補助対象経費の1/2以内（上限1,000万円）
- 国及び道補助金等の対象事業の場合、補助残額のうち対象経費の1/4以内（上限1,000万円）
- 毎年度、予算の範囲内での補助（令和3年度予算額3,000万円）
全申請者の補助金算出額を合計した額が予算額を上回る場合は、補助金算出額に応じて案分した金額とする。
- ①②は補助対象経費が100万円以上であること
- ③は延べ床面積300㎡以上かつ1㎡当たり地域材利用量が0.18㎡以上であること
- 条件により古品古材を事業対象